

42. 107. 05

歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願 の取扱い

1. 歴史的・文化的・伝統的価値のある標章を巡る現状と基本的考え方

世界中には、先人から受け継がれている貴重な財産として、歴史的・文化的・伝統的価値を有し、豊かな文化の象徴となっている有形・無形の文化的所産、遺跡、自然等¹（これらを以下総称して「文化的所産等」という。）が多数存在する。これらの文化的所産等は、国家にとって重要な資産、資源であるばかりでなく、各地域にとっても、一つの地域資源、観光資源となり得るものであり、その名称や外観等を利用した地域興し等も盛んに行われているところである。

しかし、文化的所産等の名称や外観等を文字、図形若しくは立体的形状等（これらの結合を含む。）で表した標章、又は、文化的所産等のうち楽曲（音）（これらを以下総称して「文化的所産等を表す標章」という。）からなる商標に関する、包括的かつ網羅的な規定は、商標法上、また、審査基準等においても存していない²。そこで、文化的所産等を表す標章からなる商標について、商標として独占権を付与すべきか否かの公益的観点から、検討を行う必要がある。

また、文化的所産等を表す標章については、識別力の観点から、指定商品又は指定役務との関係において、その商品等の品質を表すと認識させる場合や、商品等の美感や魅力の向上のために用いられるデザインや装飾の一種として認識される場合には、需要者が商品等の出所を表したものとして認識しないことも考えられる。そこで、文化的所産等を表す標章について、自他商品役務の識別標識として機能するか否かの観点からも、検討を行う必要がある。

これらの観点から検討した結果、文化的所産等を表す標章からなる商標登録出願については、次のとおり取り扱うこととする。

2. 具体的な運用方針

（1）対象となる文化的所産等

対象となる文化的所産等の種類は、例えば下記（ア）～（エ）のようなものが考えられる。

¹ 世界遺産、世界の記憶及び文化財保護法については、【別紙3】参照。

² 文化的所産等を表す標章には含まれないが、地域における公益的な施策等の遂行を阻害しないようにとの観点から、「歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）」からなる商標登録出願については、別途、商標審査便覧42. 107. 04における取扱いがあることに留意。

- (ア) 有形の文化的所産等
建造物、絵画、彫刻、工芸品、屏風、掛け軸、書跡、典籍、古文書、陶磁器、織物、筆跡、花押、落款、旗指物（はたさしもの）、経典 等
- (イ) 無形の文化的所産等
演劇、音楽、舞踊、工芸技術、行事 等
- (ウ) 名勝地等
古墳、城跡その他の遺跡、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地 等
- (エ) その他の文化的所産等
家紋、小説、俳句、短歌、川柳 等

(2) 文化的所産等を表す標章からなる商標の構成・態様について

(ア) 文化的所産等を表す標章からなる商標

文化的所産等を表す標章からなる商標の構成・態様については、文化的所産等の全体を表す場合のみならず、文化的所産等の主要な一部分を抽出した構成・態様からなると認識されるもの（例えば、彫刻の一部分、小説の一フレーズ）や、商標の構成の一部にこのような文化的所産等を表す標章を含み、当該文化的所産等を認識させる場合も、本取扱いの対象とする。

(イ) 文化的所産等を表す標章

文化的所産等の外観又は名称等を表した標章が、特定の文化的所産等を表したものと一般に認識されると判断される場合に、本取扱いの対象とする。

・ 文化的所産等の外観を図形、立体的形状、動き等で表した標章

(例) 舞踊家が踊る場面を表した動き商標

城を表した図形商標

祭りの山車を表した立体商標

※写真やCG等ではなく、イラスト風に描く等一定程度デフォルメして表したものであっても、当該図形等が特定の文化的所産等を表したものと一般に認識されると判断される場合は、本取扱いの対象とする。

・ 文化的所産等の名称等を文字で表した標章

(例) 演劇の演目

俳句の十七文字

音楽の曲名

なお、上記に該当しないものであっても、本取扱いの対象となるか否かについては、本取扱いの趣旨にかんがみて個別に検討を行うこととする。

また、下記[参考]のように、別途、取扱いが規定されているものについては、本取扱いと併せて参照することとする。

[参考]

- ① 「建造物の名称等」を表す商標の取扱いについては、商標審査便覧41. 103. 02参照。
- ② 建造物、古墳、城跡等の遺跡、庭園等の名勝地からなる文化的所産等が観光地を表す「地理的名称」として認識される場合、また、事業者の設立地、指定商品の仕向地・一時保管地又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等を表す「地理的名称」として認識される場合については、商標審査便覧41. 103. 03参照。
- ③ 「家紋」及び「著名な絵画等」からなる商標登録出願の取扱いについては、商標審査便覧42. 107. 06及び42. 107. 07参照。

(3) 適用条文

※商第3条及び第4条の各号に記載された例示は、当該各号における該当性の例にすぎない。

(ア) 商第3条第1項第3号

出願された文化的所産等を表す標章からなる商標が、商品の品質又は役務の質を表示するにすぎない場合、商第3条第1項第3号に該当すると判断する。

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ① 文化的所産等の知名度 (※)
- ② 文化的所産等と指定商品又は指定役務との関係
- ③ 指定商品又は指定役務に係る取引の実情

(※) 知名度について

文化的所産等が、広く一般に知られている(全国的に知られているもののみならず、ある一地方で広く知られているものをも含む)か否かを判断するにあたっては、例えば、次のような事実を総合勘案する。

- ・世界遺産登録、世界の記憶登録、国宝指定、文化財指定等、公の機関により登録又は指定等がなされているものは、原則として、広く一般に知られているものとする。

世界遺産登録等、公の機関により登録又は指定等がなされているものについては、当該国や地域において相当程度の維持・管理が行われており、また、当該文化的所産等に関わるイベントの開催や観光地として整備されること等により重要な観光資源となっている場合も多い。また、文化的所産等に係る商標について無関係の第三

者が商標登録を行った場合には国民や地域住民の感情を害する蓋然性も高く、ひいては国際信義に反するおそれもあることから、このように取り扱うこととする。

- ・書籍、教科書等に掲載されていること
- ・博物館、美術館等において展示がなされていること
- ・テレビ、インターネット等により紹介されていること
- ・作者、著者、作曲家等の知名度

(例) 本号に該当する場合

- ①「大般若長光（文字）」（商品「刀剣、おもちゃの刀剣」、役務「刀剣の展示」）
 (解説) 太刀「大般若長光」は国宝に指定されていることから、広く一般に知られていると判断される。また、商品等との関係においては、需要者に刀剣の名称を表したものと認識されることから、商品の品質又は役務の質を表すと判断。
- ②「鑑真和上像（文字）」（商品「木製彫刻」、役務「美術品の展示」）
 (解説) 「乾漆鑑真和上坐像」は国宝に指定されていることから広く一般に知られていると判断される。また、商品等との関係においては、需要者に肖像彫刻の名称を表したものと認識されることから、商品の品質又は役務の質を表すと判断。
- ③「白鳥の湖（文字）」（役務「バレエの上演」）
 (解説) 「白鳥の湖」は、役務との関係においては、バレエの演目として需要者に広く認識されていることは明らかであることから、役務の質を表すと判断。
- ④「クフ王のピラミッド（図形）」（役務「旅行の手配」）
 (解説) 「クフ王のピラミッド」は世界遺産として登録されている「メンフィスとその墓地遺跡 - ギザからダハシュールまでのピラミッド地帯」の一部であることから、広く一般に知られていると判断される。また、役務との関係においては、需要者に旅行の目的地を表したものと認識されることから、役務の質を表すと判断。

(例) 本号に該当しない場合

「アンコールワット（文字）」（商品「電動ドリル」）

(解説) 「アンコールワット」は世界遺産登録されているアンコール遺跡の一部として広く一般に知られているが、商品との関係からは、需要者に商品の品質を表示するものとして認識されないことから、自他商品の識別標識として機能し得ると判断。

(イ) 商第3条第1項第6号

文化的所産等を表す標章の中には、様々な者によりデザインや装飾として商品や商品の包装に付される等により利用されるものもある。

例えば、清酒やワインのラベル、菓子の包装、マグカップ、Tシャツ、タオル等、土産物やデザインが重視される商品等について、文化的所産等を表す標章がデザインや装飾として用いられる場合があり、そのような商品等に接する需要者は商品等に付された文化的所産等を表す標章について、単に商品等の美感や魅力の向上のために用いられるデザインや装飾の一種として選択されたものと認識するにとどまり、自他商品役務の識別標識としては認識しないものと考えられる。

したがって、例えば、出願された商標が、文化的所産等を表す標章のみからなるものであり、指定商品又は指定役務との関係から、出所識別標識として認識されるというよりも、デザインや装飾の一種として認識されるにとどまる場合は、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」（商第3条第1項第6号）に該当すると判断する。

また、このような文化的所産等を表す標章と識別力のない文字等とを組み合わせた商標についても、全体として識別力がないと認められる場合には、本号に該当すると判断する。

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ① 文化的所産等の知名度（※ 知名度については上記（ア）参照）
- ② 文化的所産等と指定商品又は指定役務との関係
- ③ 指定商品又は指定役務に係る取引の実情

（例）本号に該当する場合

「紙本著色花下遊楽図（図形）」（商品「被服」「清酒」）

（解説）「紙本著色花下遊楽図」〈狩野長信筆／六曲屏風（右隻の二扇を欠く）〉は国宝に指定されていることから、広く一般に知られていると判断される。そして、商品「被服」の取引業界においては、商品のデザインとして絵画を用いることが一般に行われており、また、商品「清酒」の取引業界においては、商品のラベルや包装のデザインとして絵画を用いることが一般に行われていることから、当該屏風を表した商標は商品のデザインの一部として需要者に認識されると判断。

（例）本号に該当しない場合

「東大寺金堂（大仏殿）（立体的形状）」（役務「調剤」）

（解説）「東大寺金堂（大仏殿）」は世界遺産登録されており、広く一般に知られていることから、需要者においても、出願人が役務を取り扱う店舗又は事業所の形状とは到底認識されないと判断。

（ウ）商第4条第1項第6号

出願された文化的所産等を表す標章からなる商標が、公益に関する団体であ

って営利を目的としないもの、例えば、宗教法人である神社仏閣、学校法人である教育機関等を表す標章であって著名なものと同一又は類似である場合、商第4条第1項第6号に該当すると判断する。

(例) 本号に該当する場合

「ウエストミンスター大寺院（文字）」、「東大寺（立体的形状）」、「賀茂神社の神紋（二葉葵の図形）」

(解説) これらは、世界遺産登録等、公の機関により登録、指定等がなされている文化的所産等を表す標章であり、特定の宗教法人を表す標章として著名なものであると判断。

(例) 本号に該当しない場合

「二宮尊徳像（立体的形状）」

(解説) 多くの教育機関の校庭等に建てられている事実があることから、特定の学校法人等を表すものとはいえないと判断。

(エ) 商第4条第1項第7号

文化的所産等には、その価値が認められ、国民や地域住民に親しまれており、その周知・著名性ゆえに強い顧客吸引力を有するものも多く存在する。

そうした場合、当該文化的所産等と関係の無い第三者が、文化的所産等を表す標章について剽窃的に出願し、登録を受けることは、社会公共の利益、社会の一般的道徳観念又は国際信義に反するおそれがある。特に、文化的所産等を利用した国又は地方公共団体等の公的機関による施策の遂行を阻害するおそれがある場合、国際信義に反する場合、出願の経緯や商標採択の意図に社会的妥当性を欠くなどの場合には、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものとして、商第4条第1項第7号に該当するものと判断する（本号に該当するとされた審決例については、【別紙2】参照）。

本号に該当するか否かは、例えば、次の①から⑦の事情を総合的に考慮して判断する。特に、文化的所産等を管理、所有している者が出願人であった場合については、⑥の事情を考慮して検討する必要がある。（考慮事由の詳細については、【別紙1】参照）。

- ① 文化的所産等の知名度（※ 知名度については上記（ア）参照）
- ② 文化的所産等に対する国民又は地域住民の認識
- ③ 文化的所産等の利用状況
- ④ 文化的所産等の利用状況と指定商品又は指定役務との関係
- ⑤ 出願の経緯・目的・理由
- ⑥ 文化的所産等と出願人との関係
- ⑦ 文化的所産等を管理・所有している者の性質

【注】出願人の周知・著名商標（例：ハウスマーク）に係る商標登録出願が、文化的所産等を表し、又は、想起させる場合について

出願人の周知・著名商標（例：ハウスマーク）に係る商標登録出願が、文化的所産等を表し、又は、想起させる場合、当該商標登録出願が一律に本号に該当すると取扱うことによって、当該出願人の正当な事業活動を阻害するおそれがある。

したがって、当該商標が文化的所産等をどの程度、想起させるのかといった類似性の程度、当該商標の周知度、指定商品又は指定役務が、出願人により実際に使用されている商品・役務と同一又は類似であるか、また、同一又は類似でなくとも関連性を有するか否か等を考慮し、本号に該当するか否かを判断するものとする。

この場合における考慮事由は、商標審査基準第三十三、第4条第1項第15号1. (2)を準用する。

(例1) 商品「バッグ」について著名な商標「Sakurada Familiya」を使用している者から、商標「Sakurada Familiya」が出願された場合、以下のとおり判断する。

①指定商品が「航空機」であるとき

⇒著名商標「Sakurada Familiya」と世界遺産「Sagrada Família」*の名称は類似性が高いこと、また、指定商品と使用している商品とは関連性がないことを考慮し、本号に該当すると判断。

②指定商品が「被服」であるとき

⇒著名商標「Sakurada Familiya」と世界遺産「Sagrada Família」の名称は類似性が高いが、指定商品と使用している商品とは同じファッション関係に係る商品であり関連性があることからすれば、「Sakurada Familiya」からは、世界遺産ではなく著名商標が認識されることを考慮し、本号に該当しないと判断。

(例2) 商品「バッグ」について著名な商標「Sagrada Família」を使用している者から、商標「Sagrada Família」が出願された場合、以下のとおり判断する。

①指定商品が「バッグ」であるとき

⇒著名商標「Sagrada Família」は、世界遺産「Sagrada Família」の名称と同一であるが、指定商品と使用している商品とは同一であることを考慮

し、本号に該当しないと判断。

②指定商品が「被服」であるとき

⇒指定商品と使用している商品とは同じファッション関係に係る商品を含み関連性がある商品であるが、著名商標「Sagrada Família」が、世界遺産「Sagrada Família」の名称と同一であることを考慮し、本号に該当すると判断。

※「Sagrada Família (サグラダファミリア)」： スペインのバルセロナにある教会。ガウディの代表作の一つ。前任者により 1882 年に着工、翌年からガウディが設計を引き受けた。現在も建設中。バルセロナとその近郊にある他のガウディの作品とともに、2005 年、「アントニ＝ガウディの作品群」として世界遺産（文化遺産）に登録された。（「デジタル大辞林」株式会社小学館）

(オ) 商第 4 条第 1 項第 10 号、第 15 号、第 19 号

文化的所産等を表す標章が、当該文化的所産等を管理、所有している者の商品又は役務の出所を表示する商標として使用され、需要者の間に広く認識されている場合がある。そのような場合、当該商標は、十分に顧客吸引力を具備し、それ自体が経済的価値を有するものといえる。

したがって、当該商標について第三者が出願し、登録を受けることにより、需要者に出所の混同を生じさせるおそれが生じ、また、当該商標の名声を毀損させる目的がある等の場合については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 出願された商標が、他人の業務に係る商品又は役務を表示する商標として使用され、需要者の間に広く認識されている文化的所産等を表す標章からなる商標と同一又は類似の商標であって、その商品若しくは役務と同一又は類似の商品若しくは役務について使用するものである場合には、商第 4 条第 1 項第 10 号に該当すると判断する。
- ② 文化的所産等を表す標章又は文化的所産等を表す標章を構成中に有する商標について、当該文化的所産等を管理、所有している者以外の者が出願し、これが、当該管理者、所有者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合には、商第 4 条第 1 項第 15 号に該当すると判断する。
- ③ 文化的所産等を表す標章で、他人の業務に係る商品又は役務の出所を表示する商標として使用され、国内又は外国における需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商標であって、これを不正な目的をもって使用する場合、商第 4 条第 1 項第 19 号に該当すると判断する。

このような場合、当該商標を第三者が使用しても出所の混同のおそれま

ではなくとも、出所表示機能を稀釈化させたり、その商標のもつ名声を毀損させたりすることとなる。

したがって、このような不正な目的をもった使用から文化的所産等を表示する商標を十分保護する必要があることから、上記のとおり取り扱うこととする。

商第4条第1項第7号該当性判断における考慮事由

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事由を総合勘案して判断する。

なお、文化的所産等そのものについての知名度、利用状況等は不明であっても、当該文化的所産等に係る人物（作者、著者、作曲家等）の知名度、利用状況等についても、当該文化的所産等の利用を推察するものとして勘案することとする。

① 文化的所産等の知名度（※ 知名度については2.（3）適用条文（ア）参照）

文化的所産等の中には、国宝、世界遺産、世界の記憶等として登録又は指定されているものもあり、また、メディアで頻繁に取り上げられている等の事情により、広く一般に知られているものも多い。そのような事情は、文化的所産等の名声、評価、顧客吸引力の高さ、また、出願人の認識（文化的所産等の名声等を承知していたか否か、便乗を目的としていたかなど）を推定するための重要な要素となる。

② 文化的所産等に対する国民又は地域住民の認識

ここで考慮すべき事由は、文化的所産等が存する場所、又はゆかりの地における国民や地域住民がいかにか当該文化的所産等を捉えているかという観点からの国民等の認識をいう。例えば、広く国民又は地域住民から親しまれている、国を挙げて文化的所産等を保護している等の事情によって、国民や地域住民全体の「共有財産」の如く認識されているような場合については、一私人に独占権を与えることは穏当ではないこととなる。

なお、文化的所産等が存する場所、又はゆかりの地における政府、自治体、商工会議所等とは無関係の第三者による商標登録の有無、登録件数等も、国民や地域住民の感情を判断するための情報の一つになり得るものと考えられる。

例えば、ある文化的所産等の存する外国において、当該文化的所産等を表す標章について多数の者により商標登録がなされている場合には、当該文化的所産等を表す標章を我が国において登録することが、直ちに国際信義に反するとは言い難いと考えられる。また、文化的所産等を表す標章が我が国において商標として使用されており、広く一般に商標として認識され、又は商標登録されている場合に、これを新たに拒絶又は無効とすることで、かえって市場を混乱させ、円滑な商取引の遂行を阻害するおそれがあることも考えられる。

③ 文化的所産等の利用状況

例えば、国や地方公共団体、また商工会議所等の公益的な機関が文化的所産等に関連する祭り・イベントの開催、博物館・展示館の運営、当該文化的所産等を対象とする観光案内を行っているなどの事情、さらには、それら機関の振興策の

下で当該文化的所産等を使用する事業者が多数存在するなどの事情を考慮する。

④ 文化的所産等の利用状況と指定商品又は指定役務との関係

文化的所産等の利用に係る商品又は役務が指定商品又は指定役務と同一又は類似の関係にあるか、また、類似の関係にはなくとも、関連性が高い場合は、利用に当たり重大な影響が及ぶ可能性がある。

例えば、文化的所産等を表す標章が伝統舞踊の演目であり、その利用に係る役務が「舞踊の上演」あった場合に、出願に係る指定商品又は指定役務が「ダンス用靴」「舞踊の教授」であるとすれば、これらは関連性が高い商品又は役務であると考えられる。

⑤ 出願の経緯・目的・理由

出願人がその商標を出願するに至った経緯等が、社会的相当性を欠くものであるか否かを考慮する。

例えば、歴史ドラマの舞台になることを事前に察知し、先取りして商標権を取得する目的、世界遺産に推薦される前に先取りして商標権を取得する目的等がある場合には、社会的相当性を欠くものと考えられる。

⑥ 文化的所産等と出願人との関係

例えば、出願人が文化的所産等を管理、所有しているか否かというような文化的所産等と出願人との関係、また、上記③に挙げた文化的所産等の利用に係る者と出願人との関係は、出願の目的、経緯のほか、社会公共の利益に反するか否か等を検討するための要素となる。

しかし、たとえ文化的所産等を管理、所有している者が出願人であったとしても、当該文化的所産等の存する地域においてこれにちなんだ地域興しや観光振興が行われているなどの事情があるときは、そのような事情を考慮して社会公共の利益を優先させる必要がある場合もあることに留意する。

⑦ 文化的所産等を管理、所有している者の性質

文化的所産等の管理者、所有者が国や地方公共団体等の公的な機関であるか、私立の美術館や個人等の私人であるかについては、社会公共の利益に反するか否か等を検討するための要素となる。管理者、所有者が公的な機関の場合、当該文化的所産等を地域興し等の公共的な施策に活用しているか、又は将来的に活用する蓋然性は高くなると考える。

一方、私人間の利害に係る剽窃的出願等についても、出願の経緯に社会的相当性を欠くような、適切な商道徳に反すると認められる場合や商取引の秩序を乱すと認められる場合には、本号に該当すると判断する。³

³ 裁判例において、本号を私的領域（私的な利害の調整。不正な意図が認められる剽窃的出願

商第4条第1項第7号に該当するとされた審決例

1. 商標 「吉田の火祭り」／指定商品 第30類「菓子及びパン」等
(事件番号 不服2010-3810)

<審決(要旨)>

本願商標は、「吉田の火祭り」の文字を書してなるところ、「吉田の火祭り」は、山梨県の無形民族文化財に指定されているものである。

当該「吉田の火祭り」においても、祭りが開催される時期や年間を通して、その地域周辺の業者においては、誰もが自己の商品に「吉田の火祭り」の標章の使用を欲するものと思われるところ、このような有名な祭りであり、地域の重要な観光資源である、その名称を一個人に独占的に使用権限を取得させることは、その地域周辺の競合業者による「吉田の火祭り」の標章の使用を不可能又は困難とするだけでなく、商標権を巡る争いなど無用の混乱をも招くおそれがあり適当でないというべきである。

してみれば、本願商標について一個人が独占使用することは、公正な競合秩序を害するおそれがあり、社会公共の利益に反するものというべきであるから、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。

2. 商標 「よっちゃばれ踊り」(標準文字)／指定商品 第29類「食用魚介類(生きているものを除く。)」等
(事件番号 不服2014-4360)

<審決(要旨)>

本願商標は、「よっちゃばれ踊り」の文字からなるところ、これを一私人たる出願人が自己の商標として独占排他的に採択し使用することは、その地域周辺の競合業者による使用を不可能又は困難とするばかりでなく、「よっちゃばれ踊り」の名称を用いて地域の活性化や観光振興を図る公益的な施策の遂行を阻害するおそれがあり適当でない。

してみれば、本願商標について一個人が独占排他的に使用することは、公正な取引秩序を害するおそれがあり、また、社会公共の利益に反するおそれがあるも

等)まで拡大して適用することの可否については、統一的な判示がなされているとはいえない。しかしながら、近年の裁判例においては、不正な目的をもって先回りの出願した場合(「Asrock事件」平成22年8月19日 知財高裁 平成21年(行ケ)第10297号)や、商標権の存続期間満了を奇貨として、不当な利益を得るために出願した場合(「のらや事件」平成27年8月3日 知財高裁 平成27年(行ケ)第10023号)において本号を適用し、審決を取り消している裁判例もあることから、このような取扱いとする。

のといわざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当する。

(補足) 世界遺産、世界の記憶及び文化財保護法について

国際的に、遺跡、景観、自然等、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件が、ユネスコの世界遺産条約（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」1972年採択，1975年発効）に基づく世界遺産として保護されている。

また、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコの事業として1992年に開始された「世界の記憶」では、手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、図画、地図、音楽、フィルム、写真等を対象として、国際登録や地域登録がなされている。

さらに、我が国においては、建造物、絵画、彫刻、工芸品など、人類の文化的活動によって作られた文化的所産について、歴史上、芸術上の価値が高いもの等を文化財と位置付け、法令により保護している。例えば、文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定し（同法第1条）、客体となる文化財それ自体を保存、保護するものとして位置付けている。

なお、文化財保護法において、国が保護の対象とする「文化財」の定義は以下のとおり。

- ①有形文化財：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- ②無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- ③民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- ④記念物：貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの
- ⑤文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- ⑥伝統的建造物群：周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示\)の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第6号\(国、地方公共団体等の著名な標章\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第7号\(公序良俗違反\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第10号\(他人の周知商標\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号\(商品又は役務の出所の混同\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第19号\(他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標\)」の審査基準](#)